

○田川地区清掃施設組合一般廃棄物処理施設設置条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 14 号

(名称及び位置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、一般廃棄物処理施設を次の場所に設置する。

ごみ処理施設

(1) ごみ焼却処理施設

名称 田川市川崎町清掃センター

位置 田川郡川崎町大字川崎 3419 番地の 3

(2) 最終処分場

名称 田川市川崎町清掃センター最終処分場

位置 田川郡川崎町大字川崎 3102 番地の 1

(技術管理者)

第 2 条 前条に掲げる処理施設に技術管理者を置く。ただし、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

(処理範囲)

第 3 条 田川市川崎町清掃センターは、田川市と川崎町が搬入するごみを衛生的に処理するものとする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 田川市川崎町清掃センター設置条例(昭和61年条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成18年2月28日条例第1号)

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成21年7月31日条例第3号)

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成25年2月22日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月18日条例第3号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。